

諮問番号：令和2年度諮問第15号

答申番号：令和2年度答申第20号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、おおむね、次のとおり主張しているものと解される。

- (1) 請求人が平成30年8月から10月までの間に請求外A保険協会から受給した傷病手当金（以下「本件各手当金」という。）の合計56万5,480円には保護開始前の期間に係るものが含まれているため、これに相当する額については原処分（生活保護費返還処分）による返還額から除外されるべきである。
- (2) 平成30年5月分の住宅扶助が支給されていないので、同月分の日割りによる家賃相当額を返還額から控除すべきである。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 傷病手当金は収入認定除外とすることが認められておらず、また、請求人は資力があるにもかかわらず保護を受けていたものであるから、本件各手当金の全額から弁護士費用を控除した額を返還額とした原処分は、適法かつ正当である。
- (2) 処分庁の取扱いによれば、平成30年5月分の住宅扶助を保護開始の日からの日割りで支給することが可能であったことは認めるが、当該住宅扶助相当額は、生活保護法（以下「法」という。）第63条の規定に基づく保護費の返還において控除できる項目には該当しないため、原処分は、適法かつ正当である。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、法及び保護の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 保護の処理基準によると、法第63条は、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきとされている。
- 3 そこで本件についてみると、処分庁は、保護の処理基準に基づき、本件各手

当金の申請のために請求人が要した弁護士費用を必要経費として本件各手当金の額から控除した上で収入認定したものであり、当該収入認定の額は、請求人が本件各手当金を初めて受給した平成30年8月以降の支給済み保護費の範囲内であるから、当該収入認定の額を法第63条の規定に基づく返還額として決定した原処分には、違法又は不当な点は認められない。

- 4 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年7月14日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月22日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護費を支給した都道府県又は市町村に対し、速やかに、その受けた保護金品に相当する額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定する。

その趣旨は、本来資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合に切りあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものにほかならない。

また、保護費の返還に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めている。かかる基準によれば、被保護者が資力を得た際には、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきとされている。また、失業保険金等の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとされているが、当該収入を得るために必要な経費として、交通費等を要する場合等は、その実際必要額を認定することとされており、債務整理のための弁護士費用については、必要経費として控除して差し支えないとされている。

この点、請求人は、本件各手当金のうち保護開始前の期間に係る部分に相当する額については返還額から除外されるべきである旨を主張する。

しかしながら、同条は、資力が直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合に切りあえず保護を行い、当該資力が最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであるところ、請求人は、保護開始後に本件各手当金を受給したことにより、これを請求人の最低生活に充当できるようになったものと認められることから、本件各手当金のうち保護開始前の期間に係る部分に相当する額を返還額から除外される

べきとの請求人の主張を採用することはできない。

また、請求人は、住宅扶助として支給されていない平成30年5月分の日割りによる家賃相当額を返還額から控除すべきである旨を主張する。

しかしながら、保護はその者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされているところ、保護開始時において請求人が同月分の家賃を既に支払い済みであり、当該家賃に不足分が生じていなかったことから、それが控除の対象となる余地は認められず、同月分の日割りによる家賃相当額を返還額から控除すべきであるとの請求人の主張を採用することはできない。

なお、処分庁は、審理員に対する口頭意見陳述に際し、処分庁の取扱いでは保護開始時に当月分の家賃が支払い済みである場合、保護開始の日から日割計算した家賃相当額を住宅扶助として支給することとしており、請求人に対しても、かかる取扱いにより住宅扶助を支給することが可能であった旨を説明している。しかし、審査庁から厚生労働省への照会により、処分庁の説明による取扱いは誤りである旨の回答が得られたところであり、本件において、処分庁が同月分の日割りによる家賃相当額を請求人に支給する必要は認められない。

したがって、本件各手当金のうち保護開始前の期間に係る部分に相当する額及び住宅扶助として支給されていない同月分の日割りによる家賃相当額を返還額からそれぞれ控除せず、保護の処理基準に基づき、本件各手当金の申請のために請求人が要した弁護士費用を必要経費として本件各手当金の額から控除した額を同条の規定に基づく返還額として決定した処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子